

平成 29 年度 第 4 回 高知市障害者計画等推進協議会

日時：平成 30 年 1 月 10 日（水）18 時 30 分～21 時 00 分

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

開会

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 4 回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。

皆様、こんばんは。そして、明けましておめでとうございます。

本日はお忙しいところ、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます障がい福祉課の入木と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

冒頭の打合せのときに鈴木会長から情報提供頂いたんですが、本日 8 時半以降、天気が雨が降るかもという予報が来ているということで、場合によっては雪が降るかもしれませんので、会のほうが余り遅くなると皆さんが帰れるかどうかという次第にもなりかねませんので、無事安全におうちに帰っていただけるような時間調整で進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

なお、本日の会、事前に連絡頂いております川村委員様につきましては、所要のため欠席の連絡を頂いています。それから中屋副会長様からは、ちょっとうちの不手際もあるんですが、ダブルブッキングで別用の用務を今務めていただけてまして、それが終わり次第こちらのほうにご出席いただけると連絡頂いています。あと、竹岡委員、竹島委員、澁谷委員様については、連絡はまだ頂いていませんのでちょっと遅れて参加ということでご報告申し上げます。

それではまず、本日の資料を確認させていただきます。まず、事前にお配りさせていただいております、タイトルに平成 29 年度第 4 回の協議会の次第の資料。それから、第 4 回推進協議会資料と書かれたものを事前にお配りさせていただいております。それから、前回報告でちょっと次に持ち越しとなりました案件がありましたので、12 月の会のお渡ししています、第 3 回の協議会資料も本日ご使用させていただきます。それから、お机の上に配付、当日資料としまして、右上に当日資料と書かれています、高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、副題で、げんき・いきいきプランと書かれた資料が 1 部、それから右上に差替資料と書かれています、タイトル一番上に 1 保健・医療の充実と書かれた資料 2 部を当日資料として配付させていただいております。お手元に資料がおそろいでないという方は挙手にて事務局のほうにお知らせください。

では、本日の進行でございますが、まず前回 12 月の協議会で報告予定でしたが時間の都合でできなかった次期障害者計画のその他の施策のうち、施策 1 と 5 について報告をさせ

ていただきます。それと、次期障害者計画素案の冒頭部分を飾ります序論と本論、第1章に当たります、障害のある人の現状という部分の報告をさせていただきます。ここまでが、障害者計画素案の部分の報告ということになります。

続きまして、次期障害福祉計画の第1期障害児福祉計画の原案について報告させていただきます。その後で、質疑応答や計画案全体についてのご協議をいただくというふうになっております。この推進協議会は、情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただいて、その後でマイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは鈴木会長に、ここから進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

本年もどうぞよろしくお願いいたします。また、お忙しい中また夕刻の時間にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。当初、21時までの予定でこの会を開催する予定だったんですけれども、雪の予報が実は出ておまして、皆さん帰れなくなっちゃうと困りますので、少し時間をできるだけ皆さんの帰宅に影響がない時間までには終わらせたいとこのように考えておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

先ほどご説明いただいたとおり、今日はまず、前回からの積み残しになっている次期障害者計画、そのほかの施策ということで施策1と施策5の説明、それから序論、本論の説明をまずは事務局から頂くということです。あわせて、前回、山本委員さんのほうからご指摘、ご意見頂きました、障害を持たれている方の健診を含めた一般医療の受診のところのご意見に対する対応というところについても事務局から報告を頂きたいと思います。その後、少しの時間、次期障害者計画等についての確認を委員の皆さんにいただいた後に、今度は次期障害福祉計画についての素案の確認を委員の皆様にご確認ください。また、その決定についてのご協議をいただくと。このようなスケジュールになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速中身に入りたいと思いますが、まずは報告事項の1ということで次期障害者計画、そのほかの施策の素案ということで事務局からご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局 健康増進課 深木)

健康増進課、深木です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、施策1-1と1-2についてご報告させていただきます。座って失礼します。

まず、施策1-1 健康的な生活習慣づくりですが、本日お配りしております、差替資料の1ページのほうをごらんください。前回配付しておりました資料から、こちらのほうに差し替えますのでこれに沿って説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、これまでは脳卒中後遺症などの中途障害を予防する取組として、健診結果に基づく保健指導や、平成 28 年度からは生活習慣の改善や健康づくりを応援する「いきいき健康チャレンジ事業」を開始しました。生活習慣病対策を重点に行ってきました。これらの取組は中途障害予防のためだけではなく、障害者の生活習慣病予防や健康づくりにも重要な取組といえ、今後も継続していく必要があります。

また、これまで障害者団体等からの依頼を受けて、健康講座も実施してきました。しかし、全ての障害者に健康づくりの情報が届くような取組は十分とはいえない現状があります。今後は、障害者に関わる支援者の皆さんに、精神・身体両面からの健康管理について更に理解を深めていただくことで、障害者の健康の保持増進に向けた支援を充実していく必要があります。

以上より、今後の取組の方向性としては、中途障害の原因となる生活習慣病の発症や重症化を予防する取組として、健診から始まる健康づくりの推進と日々の健康づくり活動を推進をしていきます。

そして、次のページになりますが、関係機関の支援者への啓発や情報提供ということで、関係機関の支援者の皆さんに対して健康管理や健康的な生活習慣づくりの必要性についての啓発や情報提供をする機会を作っていきます。

次に、3 ページになります。施策 1-2 保健・医療・福祉の連携についてです。この 1-2 は難病と歯科保健に関する記事を記載しております。

まず難病についてですが、難病患者への個別支援の充実ということで、ここでは指定難病の人への支援と、小児慢性特定疾病等の児童への支援について記載しています。難病については、平成 27 年 1 月に新たに難病の法律ができ、本市では保健師や難病相談支援員が、医療費助成の新規申請で来所された方全員に面接をして、療養相談を実施しています。面接を必要な場合には、保健師等が訪問して個別支援をしています。パーキンソン病等、神経難病の専門医による相談や、支援者を対象とした学習会を実施しております。また、3 年前から年に 1 回ですが、ALS 筋委縮性側索硬化症の患者さんとそのご家族、支援者の方たちと交流会も開催しております。

一方、小児慢性特定疾病児童等への支援としては、平成 27 年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を高知県難病団体連絡協議会に委託して実施しており、ピアカウンセリングや交流会も交えながら相談に応じています。支援に当たっては、医療機関や、平成 27 年 4 月に県が開設しました、こうち難病相談支援センター等の関係機関と連携を取って対応しています。また、今年度保健所に難病対策地域協議会を新たに設置する予定で現在準備を進めているところです。

以上を踏まえまして、今後の方向性としては相談窓口の周知と個別支援の充実を掲げ、さらに相談から個別支援への一連の流れを充実していくことを記載しています。

最後に 5 ページお開けください。施策 1-2 の 2 つ目は、障害のある人と子どもの歯科保健の充実です。歯科保健の推進のためには、本人、家族、関係者の歯科保健に関する意識

の向上が必要です。そこで高知市保健所内に、平成 26 年 4 月に口腔保健支援センターを開設し、関係機関と連携して、乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立や予防意識の向上に取り組んできました。人材育成の取組も行ってきております。今後は口腔保健支援センターにおける支援体制の充実ということで、これまでの乳幼児期からの歯科保健に関する取組を継続するとともに、障害のある人や子供が専門歯科医療機関だけではなく、身近な地域の歯科医療機関を受診できるよう、今後も市歯科医師会と連携して取り組んでいくこととしておることを記載しております。

施策 1 については以上です。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、施策区分 5 家族支援の充実についてご説明をさせていただきます。資料のほうですが、差替資料の一番最後、裏向けていただいて 5 家族支援の充実の資料となります。座って説明させていただきます。

この施策区分につきましては、現在の計画にも同じ施策区分名として記載をいたしておりますが、現在の計画を引き継ぐ形といたしております。現在の計画にも記載をいたしておりますが、親の高齢化、親亡き後を見据えた支援。また、例えば重度障害のある方の家族に対する支援ということにつきましては、その重要性、必要性といったところは依然として高いものと認識をいたしております。将来を見据えつつライフステージに沿った支援を行ったり、また、ご本人だけではなく、その家族も含めた支援を実施するには広い視野と専門性を持った人材が必要であります。また、それらを支えるサービスの確保といったことも必要になっております。また、幅広い支援を行っていくためには、福祉部門のみで完結できる話ではございませんので、保健・保育・教育といった関係機関の連携も大事なところとなってまいります。

今後の方向性といたしましては、取組自体は他の施策と重なるところがございしますので、関連する 4 つの施策を再掲の形とさせていただきます。それぞれの施策において家族支援という視点を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

健康福祉総務課の朝比奈と申します。

私のほうからは山本委員から頂いた意見に対して、こちらの説明をさせていただきたいと思っております。座って失礼いたします。

お手元の資料のほうは特にないんですけれども、もし見ていただけるのであれば、当日資料の施策体系の中のところがありまして、当日、本日配付させていただきました資料の中の施策体系を書いております。ページ数でいきますと、22 ページをごらんいただければ

と思います。山本委員から、第2回推進協議会において知的障害の方が普段の体調不良時にも医療機関での精密検査等の受診の受入れ体制が十分ではない現状があるというご意見を頂いておりました。その課題につきましては、事務局のほうでも検討させていただきまして、県への現状を伝えていくとともに、高知市においては個別のケースを通じて通常の体調不良時の医療機関受診をスムーズにしていく取組が必要と捉えまして、施策2-1新たな相談支援体制の構築の項目の現状・課題への加筆をするとともに、今後の方向性の中に、前回の協議会資料にもありましたが、質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成の視点としても検討させていただく予定としております。この部分については、2-1のところの計画内容が少し加筆される形で、パブリックコメントのほうに持っていきたいと思っております。本日の配付資料のほうにはちょっと間に合いませんでしたので、ご了承いただければと思います。

事務局のほうからは以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。そうしましたら、これあれですかね。序論のところ。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

そのまま進めても構いませんか。

(鈴木会長)

そのまま進めてください。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それでは、すみません。続きまして、本日の当日資料のほうを基に説明をさせていただきます。事前に配付していただいた資料のほうも、こちらのほうにもまとめて書いておりますので、確認していただければと思いますが、まず1ページ開いていただきましたら、白い面がありまして、その次のページに目次があります。目次の部分を少し説明させていただきますと、本日説明させていただいておりますのが、一番上の序論の部分、計画の性格から始まり、6番目の委員名簿の部分までのところ。それから2番目の本論。第1章の障害のある人の現状の部分を説明させていただきます。2章から7章までの部分につきましては、前回の推進協議会で報告させていただいた内容を同じものを書かせていただいております。第7章につきましては、3回目の推進協議会の資料の部分を省略させていただきます。入る予定になっております。

1ページめくっていただきまして、第8章障害福祉サービスを円滑に推進するためというのが目次にありますが、その部分については、この後ほど説明のほうをさせていただきます。予定になっております。

次のページ、Ⅲ資料とありますが、ニーズ調査、意見交換会についてもこれまで報告していただいた内容を、この資料のほうに書かせてもらっておりますので、123 ページ、124 ページに追加しております。基本的に、今回当日配付させていただいた資料の内容が、パブリックコメントのほうに提出させていただく資料として、こういう形で出させていただくということで見本として、本日配付させていただいております。内容の説明のほうに移らせていただきます。

1 ページ開いていただきまして、まず 1 番。計画の性格というところになります。高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、高知市総合計画を上位計画とし、高知市高齢者保健福祉計画、高知市子ども・子育て支援事業計画、高知市地域福祉活動推進計画等、関連する保健福祉計画との整合性を持って策定しております。それらの内容につきましては、下の図のほうでも書いております。

3 段落目になりますが、今期の計画におきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法 33 条の 20 に基づき、障害者計画に定める障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備を図るために策定が義務化された障害児福祉計画についても一体的に定めることにしております。

次のページをお開きください。2 番目、計画策定の背景と趣旨になっております。1 段落目につきましては、現計画にも記載している内容になっておりまして、2 段落目から追記をさせていただきます。「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立。それから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」。「発達障害者支援法」の改正。障害者総合支援法及び児童福祉法の改正。様々な制度改正が行われ、近年、障害者施策を取り巻く状況は大きく変わってきております。特に、平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の改正においては、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が盛り込まれております。また、障害のある子供への支援について、ニーズの多様化にきめ細かく対応するため、支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことも趣旨として明記されております。

また、28 年 7 月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置にありまして、その次に、さらには「地域力強化検討会」の設置を経て、29 年 9 月地域力強化検討会の最終取りまとめにおいて、2020 年代初頭の障害者、高齢者、児童等の全世代、全対象の「地域共生社会」の全面展開を目指す方向性が示されております。その中では、従来の制度、分野ごとの「縦割り」の福祉施策では解決できない課題が増えてきたことにより、「支え手」「受け手」という一方向の関係から、住民一人一人が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる関係へと見直しが図られています。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協

働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組が求められております。

続きまして、国・高知県の障害者施策に関する計画ですが、2段落目にあります、第5期30年から32年度を位置付けとした主なポイントについては、これまでの推進協議会でご報告させていただいた内容を記載追加させてもらっております。

次のページ、4ページ目になります。本計画の趣旨の部分につきましては、1段落目の最後の部分に、更に平成30年度から児童福祉法に基づく高知市障害児福祉計画も一体的に定め、本計画に至っている分を追記しております。

3番目、計画期間につきましては、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標とする3カ年の計画となっております。

次のページの5ページ目になりますが、計画策定への取組というところで、4段落目の最後の文章になりますが、特に平成28年度からは、障害者計画等推進協議会公募委員として障害当事者公募委員枠を設定し、障害当事者の公募委員としての意見反映の機会を、より確固たるものとしてきたことを追記しております。

続きまして6ページ目、計画検討の流れにつきましては、今後の予定も含めて記載させてもらっております。本日の1月10日の4回目の推進協議会が終わりましたら、1月22日から2月13日までパブリックコメントを予定しており、2月28日に第5回推進協議会で原案の提出をさせていただく予定となっております。

7ページ目には、計画の点検と評価の部分、それから皆様の委員名簿のほうを記載させてもらっております。所属と役職等は、委嘱をさせていただいたときの部分を参考にしながら記載しております。もし修正等がありましたら、1月17日までに事務局健康福祉総務課までご連絡をお願いしたいと思います。

序論の部分につきましては以上になりまして、続いて本論の障害のある人の現状について、説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。第1章、障害のある人の現状の部分になります。1-1身体障害者の部分になりますが、手帳所持者数の推移につきましては、身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にありましたが、29年度においては若干の減少に転じております。20年から29年までの間に年齢別では65歳未満が減少しているのに対して、65歳以上は9年間で18%増加しております。本市全体では65歳以上が過去9年間で25%増加しており、身体障害のある人の高齢化が進んでいるといえます。

続きまして、10ページになります。障害種別の推移になります。身体障害者手帳所持者数を障害種別ごとに見ていくと、特に内部障害の伸びが最も大きく、次いで聴覚・平衡機能障害が伸びております。

続きまして、11ページ。等級別の推移になりますと、20年から29年までの間では、1級は3%増、3級は6%増、4級は25%増、6級は4%増となっており、全体的に4級の比率が高まっております。

続きまして、12ページになります。知的障害者の部分になります。療育手帳の所持者数

につきましては、年々増加傾向にあります。平成20年から29年までの間に障害程度別・年齢別では、中度・軽度については18歳未満が46%増加、18歳以上で44%増加しています。また、最重度・重度については、18歳未満が2%減少しているのに対して、18歳以上は16%増加しております。

続きまして13ページ、精神障害の部分になります。精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療受給者数ともに増加傾向にあります。この部分、グラフが平成22年と24年というふうに他のグラフと年数が異なっておりますので、パブリックコメントまでにはこちらの部分を23年の数値に変えさせていただいて、パブリックコメントの資料として変更させていただきます。

続きまして、14ページになります。自立支援医療受給者の疾病別状況につきましては、統合失調症圏が最も多く、次いで躁うつ病圏となっております。

15ページ、精神科病床数と入院者数の推移になりますが、病床数・入院者数とも減少傾向にあります。こちらもすみません、平成22年と24年の数値を23年に置き換えさせていただきまして、他のグラフと比較ができるように3年スパンのグラフに変更させていただきます。

最後になりますが、16ページになります。難病の部分になります。特定医療費受給者の疾患群の状況ということで、特定医療費受給者の疾患群の状況を見てみますと、神経・筋疾患が最も多く、次いで消化器系疾患、免疫系疾患となっております。

障害者の皆様の今の現状としまして、こちらのほうが報告全てになります。以上で、よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。ただいま、まずは前回積み残しになっていた次期障害者計画の施策の1、施策の5のご確認をいただいたところです。それから、前回、山本委員さんのほうから頂いたご意見に対しての対応ということの説明。さらには、本計画の序論と本論に係る説明を頂きました。この点について確認を要する点がありましたら、是非この場でご確認いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

なお、少し私のほうからも一つ意見といいますか、対応についてお話をさせていただきたいのですが、前回、山本委員さんのほうからご指摘を頂いた、障害を持つ方の障害のある方の一般医療へのアクセスですね。これは健康診断、あるいは緊急時の一般医療への受診。この部分は知的障害、精神障害、身体障害持たれている方々それぞれに、非常にアクセス上のリスクがあると。このことは、やはり重大な課題だと認識しております。ただしこれは、やはり高知市だけで対応できる問題ではないということも事実であります。そこで、この問題に関しては少し私のほうから県の施策推進協議会に、ちょっと我々提供はしたいと、このように考えておまして、ちょっと県のほうの計画もほぼ固まっておりますので、今期計画の中にこのことを盛り込む、あるいはこれに関連した議論を進めていくと

いうのはちょっと難しいんですけども、次期計画のところでも少し県のほうにも話題提供しておきたいと、このように考えております。可能であれば、県の施策推進協の中での少し協議ということまで持っていったらというふうに考えておまして、この点については、ちょうど今月末に県の施策推進協議会開催されますので、まずは事務局のほうに、この点の話題提供ということは私のほうからしておきたいと、このように考えておりますので、この点についてご了承いただければと思います。

以上でございますが、それ以外何か、今の点、あるいは施策1、施策5、あるいは序論、本論についての火急を要する点がありましたら委員の皆様からご発言いただきたいですが、いかがでしょうか。

特段よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。ここが実は、今日のメインになりますけれども、次期障害福祉計画について、まずは、その素案を事務局のほうから説明いただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

私のほうから、障害福祉計画・障害児福祉計画についてご説明をさせていただきます。

資料のほうですが、今回この協議会の開催に当たりまして事前にお送りさせていただきました、第4回障害者計画推進協議会の資料を用いて説明をさせていただきます。

資料15ページをお開きください。15ページのほう、まず計画の趣旨についてでございます。障害福祉計画につきましては、平成18年度の障害者自立支援法が施行されるとともに、都道府県、そして各市町村に作成が義務付けられたものでございますが、その目的、趣旨といたしましては、障害福祉サービス、そして相談支援の提供体制の整備と円滑な実施を確保するためのものとなっております。

この障害福祉計画につきましては、計画期間が3年間となっております、本市におきましても平成18年度からの第1期計画を策定して以降3年ごとに改訂を重ねまして、現在、第4期目の計画となっております。ですので、次期障害福祉計画につきましては、第5期目の計画となっております。ただ、先ほども若干話がありましたけれども、この度、総合支援法そして児童福祉法の改正がなされまして、本年4月に施行されるところでございます。この児童福祉法の改正に伴いまして、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の整備と円滑な実施を確保するための、障害児福祉計画の作成が義務付けられることとなったところでございます。本市におきましては、障害者計画及び障害福祉計画と一体的に第1期目に当たります障害児福祉計画を作成して取組を進めてまいります。

次に、16ページをお開きください。福祉計画の基本理念でございます。各都道府県及び市町村につきましては、国が定める基本指針に即して計画を作成することとされておまして、国の基本指針におきましては、次に記載しております基本的理念に即して計画を作

成することとされているところがございます。全部で5点ございますが、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援。市町村を基本とした身近な実施主体と、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施。入所などから地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備。そして地域共生社会の実現に向けた取組。障害児の健やかな育成のための発達支援。といったところがございます。

次に1-3の基本的な考え方に移ってまいります。先ほど申し上げました基本理念も踏まえ、次に掲げます基本的な考え方の下、本市として取組を進めてまいりたいと考えております。

1点目が障害福祉サービスの提供体制の確保でございます。各個人が必要なサービスを受けることができるよう、訪問系・日中活動系サービスの充実に努めてまいります。また、障害のある人の重度化・高齢化、親亡き後、そして入所などからの地域移行を考えたとき、先ほど申し上げました訪問系・日中活動系サービスの充実も重要な支援ではございますが、居住の場の確保といったことも非常に重要となってまいりますので、この点につきましてはグループホームの充実といったところに努めてまいりますとともに、地域生活支援拠点につきましても引き続き検討を行いまして、障害のある人の地域生活を支援してまいります。また、就労移行支援事業の推進や関係機関との連携によりまして、障害福祉施設から一般就労への移行について取り組んでまいります。

17ページに移ってまいります。2点目が相談支援の提供体制の確保についてでございます。相談支援の体制につきましては、平成27年度には、委託相談支援事業の体制を再編いたしました。また、福祉サービスを利用するに当たっての計画を作成する指定相談支援事業所も増えてまいりまして、相談支援を担う期間は一定整備されてきているものと考えております。その中で相談支援に当たる人材の育成につきましては、これまでにも取組は行ってきておりますが、今後、より一層充実をさせていくために、31年度中に基幹相談支援センターを設置する予定といたしております。基幹相談支援センター設置後は、人材育成及び個別事例における専門的な指導や助言を行ってまいりますとともに、自立支援協議会を活用いたしまして地域課題の解決に向けた協議も行ってまいります。

最後に、障害児支援の提供体制の充実についてでございます。障害のある子どもの早期発見や支援、そして健全な育成を進めるため、母子保健や子育て支援の担当部局や学校との連携に努めてまいります。また、この度の国の指針の改正に当たりまして、重要なポイントとされました重症心身障害児、医療的ケア児に対する支援につきましても、その支援体制の充実を図っていくため、関係機関による協議の場を設置して、地域における課題等について検討を行ってまいります。

以上が福祉計画における基本的な考え方になってまいります。この福祉計画の中で全てを網羅するといったことではなくて、障害者計画と密接に関連する部分がございますので、その意味で障害者計画と一体的に作成をして取組を進めていくといった形といたしておるところでございます。

続きまして、1-4 成果目標・活動指標についてでございます。これは、国の基本指針において定めなければならない事項となっておりますが、成果目標につきましては、次の5点となっております。ちなみに現計画と比較をいたしまして①と③につきましては、現計画から引き続いての形となっております。②の福祉施設から一般就労への移行等につきまして、括弧内の1つ目の一般就労移行者数以外につきましては、次期計画より新たに設定する目標値となっております。そして、④と⑤につきましても、次期計画より新たに設定する目標となっております。

次の18ページは活動指標ですが、内容といたしましては、各サービスの見込量となっております。これにつきましては、現計画から引き続いてという形となっております。

19ページ以降は、成果目標そして活動指標の具体的な中身となっておりますが、時間の関係もございますので、成果目標の部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、19ページのほうをお願いいたします。まず、成果目標の1つ目といたしまして、福祉施設入所者の地域生活への移行についてでございます。ここでは、2点の成果目標を定めることとなっております。まず、1点目が2-1-1福祉施設から地域生活への移行者数についてでございます。

実績といたしましては、平成18年度から129の方が自宅、あるいはグループホームなどへの生活へと移行されております。平成22年度がちょっと突出する形となっておりますが、これは従前の、例えば養護施設でありますとか授産施設、更生施設といった旧体系の入所施設が、現在の障害者支援施設に移行する際に、新たにグループホームを設置する法人が多数存在しましたので、移行者数が多くなっているところでございます。その後は、各年度10名前後で推移をしているところでございます。2つ目のグラフには移行先をまとめております。ちなみにケアホームとございますが、これは平成26年の4月よりグループホームに一元化をされておりますので、現在はケアホームというサービスはございませんのでご了承いただきたいと思っております。内訳といたしましては、身体障害のある方につきましては、自宅やグループホーム、ケアホームの人数も含みますけれども、自宅やグループホームでの生活に移行する方がほぼ同数でございますが、知的障害のある方につきましては、多くの方がグループホームへの生活に移行するケースが多いといったところが特徴でございます。

目標値ですが、平成29年度から32年度末までに地域生活へ移行する方を37名と設定をいたしました。これは、この37名という数字が、平成28年度末時点の入所者数の約9%に当たる数字になってまいりますが、この9%というパーセンテージにつきましては、国の指針の中で1つの目安として設定されておりますパーセンテージでありまして、過去の実績と国の指針を踏まえた形で目標値を設定いたしております。なお、地域移行に当たりましては、居住の場の確保といったところが重要になってまいりますので、グループホームの整備に努めますとともに、相談支援事業所との連携を掲げてございます。

次に、20 ページをお願いいたします。福祉施設入所者の地域生活への移行に係る 2 点目の成果目標についてですが、施設入所者数になっております。グラフを見ていただきますと、先ほど少し申し上げましたが、22 年度その前後にグループホームを設置する法人が多かったというところがありまして、22 年度から 24 年度にかけて入所者数が減少しております。ただ、それ以降は特に大きな増減もなく推移をしているところでございます。

目標値につきましては、平成 32 年度末時点の施設入所者数 413 人と設定をいたしております。これは、現状におきましても施設入所につきましては、多くの待機者がいる中で削減するといったことは困難であると見込まれるということ踏まえまして、平成 28 年度末時点の入所者数を上回らないといったことを目標値として設定をいたしております。

次に、21 ページをお願いいたします。成果目標の 2 つ目といたしまして、福祉施設から一般就労への移行等についてでございます。ここでは 4 点と成果目標を定めることとなっております。まず 1 点目が 2-2-1 の一般就労への移行者数についてでございます。実績を見てみますと、平成 25 年度に落ち込みはいたしましたが、その後、段階的に増加をしているところでございます。2 つ目のグラフには、一般就労された方の障害種別をまとめておりますが、平成 23 年度以降が精神障害のある方の割合が多い。そういった傾向が続いておりましたが、近年、知的障害のある方の割合が大きくなってきているといったところが特徴として挙げられます。

目標値といたしましては、近年の実績を勘案をいたしまして、計画の最終年度に当たります平成 32 年度の 1 年間で 50 人の方が一般就労するとの目標値を設定いたしました。目標達成におきましては、一般就労に関わりのある就労移行支援事業所を始めとした事業所向けの研修会等を開催し、その促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、22 ページをお願いいたします。就労に関する 2 点目の成果目標ですが、2-2-2 就労移行支援事業利用者数についてでございます。これは、次期計画より新たに設定する目標値となってまいります。一般就労移行者数を増やしていくためには、これまで最も実績のあります就労移行支援事業所の利用者数を増やしていくことが大切となってまいります。グラフにあります事業者数及び利用者数の推移を見てみますと、事業者数、定員数、利用者数もほぼ横ばいで推移をしております。定員と利用者数に差がございますが、各事業所の稼働率までは把握はし切れておりませんが、この差の可能性といたしましては、高知市の市内の事業所であったとしても、高知市以外の例えば南国市でありますとか、土佐市といった近隣市町村の利用者を受け入れている可能性があるといったこと。また、就労移行支援事業というのが、基本的に 2 年間の標準利用期間が定められているサービスでございますので、事業所といたしましても絶えず利用者確保し続けることが難しいサービスでございますので、定員を下回る形になっているという可能性が考えられるところでございます。

目標値といたしましては、平成 32 年度末時点における利用者数 60 人として設定をいたしております。先ほど申し上げましたが、利用者数については横ばいで推移をしております。

すが、29年度に入りまして、1事業所増えました。それに伴いまして定員数も増加をしておりますので、今後利用者も増加するものと見込みまして設定をいたしました。なお、この60人という目標値につきましては、平成28年度末時点の1.2倍に当たる数値になりますが、これは、国の指針における一定の目安として設定されているものでございまして、本市におきましてもこれに沿うような形で設定をしたところでございます。

次に、23ページをお願いいたします。就労に関する成果目標3点目になります。2-2-3 就労移行率でございます。これも、次期計画より新たに設定する目標値となっております。就労移行率につきましては、まず言葉の説明になりますが、資料の米印の1のところに記載してありますけれども、例えば、27年度の移行率の算出の仕方といたしましては、これは事業所単位の計算という形になりますが、27年度中に一般就労した人数を平成28年4月1日時点の利用者数で割った数値が、その事業所の平成27年度の就労移行率といった形になってまいります。今回の成果目標の設定に当たりまして、市内の事業所を対象に調査を行った結果、就労移行率3割以上の事業所が全体の5割であることが分かりました。表の横に全国数値を記載しておりますが、本市におきましては全国の数値を上回る形で推移をしているところでございます。

目標値についてでございますが、平成32年度末時点における就労移行率3割以上の事業所の全体に占める割合を50%以上として設定をいたしております。この就労移行率3割というラインにつきましては、国の指針に基づくものでございます。また、就労移行率3割以上の事業所の全体に占める割合50%以上というラインにつきましても、国の指針におきまして一つの目安として示されているものでございますが、本市におきましては現状を下回らない、また、国の指針に沿うような形で目標設定をしたところでございます。

次に、24ページをお願いいたします。就労に関する成果目標、最後の4点目になります。2-2-4 職場定着率についてでございます。これも、次期計画より新たに設定する目標値となっております。まず、結論から申し上げますと目標値といたしましては、各年度における就労定着支援。この就労定着支援は30年度から新たに始まるサービスになりますが、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を70%以上として設定をいたしております。資料少し前後いたしますが、職場定着率に関する資料といたしましては、就業・生活支援センターにおける定着支援の状況を参考とさせていただきました。まず、全国的な数値といたしましては、平成26年度、27年度ともに約70%台中ほどで推移をしている状況でございます。次に県内に目を向けますと、少し資料記載がちょっと抜かしておりますが、申し訳ございません。これは、定着支援1年経過時の数値となっておりますが、県内で5カ所の就業・生活支援センターがある中で、3カ所が80%を上回る高い数値となっております。こういったことを踏まえまして、本来であれば全国又は県内の数値を勘案しまして、75%あるいは80%といった目標値を設定するべきところではございますが、30年度からの新規サービスでありまして、また、新規事業所におきましても一定のノウハウといったところの蓄積も必要である。非常に見通しのつきにくい部分がございますので、

70%から段階的に向上させていくという考えの下で、70%以上という形で設定をいたしたところでございます。

次に、25 ページに移ってまいります。ここには残りの3つの成果目標を記載をいたしておりますが、2-3 の地域生活支援拠点等の整備につきましては、現計画に引き続き自立支援協議会を中心に整備に向けた検討を行ってまいります。

2-4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、障害者計画の施策区分の生活支援の充実。その中の、精神障害者の地域生活実現のための支援と連動をしているところでございます。内容といたしましては、平成27年度に設置をいたしました、「高知市精神障害者地域移行支援者会議（地域いこうかい）」を継続するとともに、保健・医療・福祉等の関係機関の代表者、それから実務者などによる協議の場につきましても新たに設置をいたしまして、地域移行を促進するとともに移行後の支援等について検討を行ってまいります。

2-5 障害児支援の提供体制の整備等につきましては、この部分も障害者計画の施策区分4 になりますが、この部分と連動をしております。内容といたしましては、平成30年度に子ども発達支援センターを中心といたしまして、保健・医療・障害福祉、保育教育等の関係機関によりまして重度の障害のある子供、医療的ケア児を含めました、障害のある子供への支援について協議する場を設置をいたします。

成果目標に関する説明につきましては、以上となります。

それで、26 ページ以降につきましては、各サービスの見込量となってまいります。時間の関係がございますので、この部分につきましては細かな説明は省略させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。基本的には各サービスとも事業所数、それから実利用者数の推移を大きなベースといたしまして、見込量を設定いたしております。若干補足説明をさせていただきますと、次期計画におきましては精神科病院からの退院を促進していくという形にしておりまして、その受皿となる可能性の高い就労継続支援B型でありますとか、グループホーム、それから地域移行支援、地域定着支援につきましては、この取組を踏まえまして増加するものと見込んでおります。

あと、54 ページから55 ページにつきましては、平成30年度から新たに始まるサービスがございますので、ちょっとその部分についてはちょっと分けて記載をいたしております。

56 ページ以降につきましては、地域生活支援事業について記載をいたしております。地域生活支援事業につきましては、障害福祉サービス、それから障害児通所支援といった全国共通のサービスではなくて、都道府県、若しくは市町村が実施主体となって、その地域の実情に応じて柔軟に実施できる事業でございます。56 ページ以降は、本市が実施をいたしております事業の内容、そして見込量について記載をいたしておりますが、見込量につきましては実績を勘案した形で今の形といたしております。

福祉計画の説明につきましては、以上となります。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただいた第1期障害福祉計画ですね。この素案について協議を図りたいところなんですけど、5分だけちょっとトイレ休憩を挟んで、それから再開したいと思いますので、19時35分から再開したいと思います。一旦小休止取りたいと思います。以上です。

(休憩)

(鈴木会長)

すみません。再開時間少し過ぎてしまいましたが、ここから再開したいと思います。

あと、特に事務局のほうで追加での報告等はよろしいでしょうか。では、ここから協議に入りしたいと思います。なかなかスケジュールとしてはタイトでして、今日はこの障害福祉計画の素案についてもここでしっかり協議してパブコメにつなげていくと、このようになりますので委員の皆様には活発なご協議をお願いいたします。

それでは、この障害福祉計画それから障害児福祉計画について確認の点、あるいはご意見等がございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

(下田委員)

せるば株式会社の下田です。

前回から、昨年末にもちょっと他の委員さんから出て気になってるんですけど、サービス利用をしていない人いかにサービスの提供をしていただくかということについて、せっかく高知市のほうから障害福祉のしおりっていう冊子が出てますけど、私が認識してる範囲では、障害者が高知市住民票を受給したときとか、障害者手帳を交付されたタイミングで配付されるだけで、それ以降、何もなければ全く情報が入ってこない状況ではないかなと感じています。その間にこういった会議で高知市の障害者政策もどんどん変わっていきますし、国の法律も変わっていきます。その一方で障害者自身の障害の程度は、また同居されてるご家族の方が病気になられたとか入院されたとか。サービスを提供する側もサービスを受ける側も年々状況が変わっていきますので、できればこの障害者計画3年に1回改定されるタイミングで高知市も是非障害者に対して何かしらの冊子を郵送するとか、そういう仕組みづくりも今後検討いただければと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。前回もこのところに関しては幾つかご意見伺ってる。一つは障害福祉のしおりの活用というところと、もう一つは障害を持たれている人たちへの情報提供体制をやはりどう整えていくかということと、2つの恐らく課題があるということで整

理をさせていただいたところだと思います。

この点については、ハード的に情報を提供していくというところと、ソフト面での整備というところについては、引き続きやはり検討を要するところだろうと思うんですけど、なかなかそれを計画書の中に盛り込むですとか、あるいはその計画書の計画のタイミングでその冊子を作るっていう、配るというところかというと、冊子を発行するタイミングでまた制度が変わっちゃうということが実際には起きていくというのが、なかなか難しいところだと思いますので、この辺りはまた次期計画あるいは自立支援協議会の中でも、どう情報提供体制を作っていくかというところを、継続的に協議していくということかなというふうに理解しております。ありがとうございます、貴重なご意見。

そのほか、今日はちょっと障害福祉計画の中身のところを中心に協議を進めたいと思いますので、この点についてご意見頂戴したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

松本委員さんお願いします。

(松本委員)

松本です。

一応ここで事務局のほうから説明されたと思うんですけど、数値目標。こういったものはある意味順調に推移をされていると思いますけれども、問題はその福祉サービスを受けることができない在宅の、例えば、引き籠もりの障害者の方に対しての支援。なかなか人と会うのが苦手な人に関しては、なかなか家から引き籠もって誰にも物が言えない。そういった中で在宅で生活をしている障害のある人へのニーズ調査だとか、そういったものを。あるいは、私どもも中山間、ずっと回るけれども、非常にその辺適合する方々がどういった手を打てばいいのか、訪問に行くけれども、なかなか親自身にも会ってはくれないし、抵抗感があったり、または困り感もないというような中で、非常に手の打ちようがないという形の中で、しかしその中で高知市さんのちょっと調べたら、高知市さん結構頑張ってますもんね。だからやっぱり在宅の生活をしている障害のある人へのニーズ調査。狭間の人たちへの支援なんか支援のルールからはみ出ている人たちへの計画みたいなものもこの中に盛り込まれたらどうかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

(鈴木会長)

ありがとうございます。潜在ニーズをどう把握していくかというところは常に計画づくりの際にも課題になっていくところでして、それでもこれまでの計画の中でもかなり高知市は丁寧にニーズ調査をやって、その中でニーズ把握してきた。そしてそれに基づいて計画づくりを重ねてきたという実績はあると思います。ただ、なお、やはり在宅の方ですとか中山間の人ですとか、そういったニーズをどう把握していくかというところの、これは次期計画のところでの恐らく継続課題というふうに一つはなるのかなと思っておりますし、それはその人たちに先ほどの下田委員さんのご意見であれば、その人たちに今度はサービ

ス情報を届けていくということも含めて、ここは是非、継続協議ということでさせていただき、そこは事務局の課題ということもあるのかもしれませんが、実は我々の課題でもあると思うんですよね。そこをどう協議して明らかにしていくかというところの協議というのはこの協議会の中でも引き続き重ねていく必要があると思いますので、ここは是非、継続的に次年、次期計画に向けた課題ということで、記録をしていただければとこのように思います。

そのほか、いかがでしょうか。

矢野川委員さん、お願いします。

(矢野川委員)

高知大学附属特別支援学校進路担当、矢野川と申します。よろしくお願いします。

24 ページのところ、職場定着率に関して述べられています。そこでこれ、30 年度からの新たなサービスということで、我々特別支援学校の進路としても職場定着、これは長年意識したところであり、それこそ就労するということは権利であり、働くということは権利であり、生活をしていく上でもすごく大切なことであると思っております。ただ、職場定着としたときに、やはり長年、卒業生を見ててもどうしてもやっぱりマッチング。実習時にはうまくいったと思っても、やっぱり入ったときに担当の方も変わったりとか、それは常ですよね。それで、どうしても辞めざるを得ない状況というか、実際入ってみたらぶっちゃけ針のむしろ的な感じで居づらさを感じて辞めていく人たちもいます。やっぱり大事なのはしっかりした居場所があるということ。その居場所づくりだと思っております。それがイコールそういった就労が定着するための体制づくりということになっていけばいいと思ってるんですが。本当にその上で企業さん、下のほうに書いてますけど、障害特性の理解促進に努めてますということで。企業さんのほうも会議に出席される方、皆様理解してくれてるということ、すごく理解が進んでるということを感じるんですが、実際にその現場に行けば、やっぱり正直なところ対応に関してもまちまちであって、ちょっとつらい対応を受けるような場合があります。そういう本当にその裾野、理解の裾野を広げるということ。企業についても上の方、会議に出席される方のみでなくて、できれば、本当その現場の方にもそういった場合の出席というか、恐らく企業の研修になるのかもしれませんが、企業内。そういったことも併せて計画としてといますか、進めていただければなということをおもっております。

また、それこそ一番最初の基本原理に戻るんですけど、障害持たれた方の言ってみればどうしてもこれ肌が合わなくてというか、それで辞めていくのもそれも自己決定であり意思尊重になると思うんですよね。どうしても、つらくても何が何でも数字のために、数字のためにという言い方もおかしいかもしれませんが、私自身に置き換えても全然経験があることで、本当にそれ、どうしても無理ならば職場を移すということもあるわけで、部署を移す、無理ならば辞めて次の会社へ移ると。実際は、その人本人の幸福度とい

うか、ことが大事だと思います。そういうことで、そういった実際の声も、そこで働かれている方の声も拾い上げていただければと思うし、それを実際の声を踏まえた上でのその定着率、そういったパーセント、数値に表れていけば誇れる数値が出せるかなということをすると思っています。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

まず一つは、適性。マッチングのところであれば、障害者計画の3-1というところである程度施策を今回挙げているということがありますので、ここをしっかりと進めていくということなんだろうと思います。

それと、もう一つちょっとすみません。逆にちょっと私お聞きしたかったんですけども、今の先生のご発言の中で居場所というところがあったんですけども、具体的にどういう居場所をここで想定されてのご発言になるのかちょっと補足いただきたいんですけども。

(矢野川委員)

ちょっと漠然とした言い方で申し訳ないんですけども。結局、職場で働き始めても実際に休憩時間であるとか、昼食、ご飯を食べるときは一人ぼつんと食べていたりとか。実際、やっぱりそういうところのほうが多いと思うんですよ。なので、自分らも障害特性に応じてのところである程度、自閉症の子供さんの実習とかであったら、それこそ10年前とかは漫画本持ち込み禁止とか、それこそスマホであったりとかゲームであったりとかそういったもの、実習に関係ないものは一切持ち込み禁止。それはとにかく働くということを優先的に考えていこう。だけど今は持ち込みオーケー。それは当然、先方さんに了解を得てのところなんですけど、それも含めて居場所を確保すること。実際働く場面ではそこに複数の人がいて、チームでやってるかもしれない。でもやっぱり、声を掛けられることというのはそれほど実際は少なく、休憩時間、昼休みとかぼつんといることが多かったです。だから、そういうちょっと幅広くなってしまいますけれども、本当の居場所、その人が過ごしやすい環境を整える。そのためには、そういったことの持ち込みも含めてやけれど、もっともっと本当の居場所であれば、周囲の方に理解をいただいての声を掛けていただいての居場所になります。けどあわせて障害特性としての自閉症の方だったら、昼休みだったら、やっぱり一人で仕事から離れて、一人でちょっと没頭する時間が10分でも15分でもあったほうが午後からの仕事に集中しやすいということ。そういうちょっと複合的な話になります。

(鈴木会長)

職場内で、障害を持たれている方が就職後にちゃんとそこに位置付くとか、安心して職

場の中で正に職場の同僚と一緒に位置付いていくということとか、その中でちゃんと居場所というふうに職場の中の居場所っていうお話だったと。

(矢野川委員)

そうですね。障害特性の理解も含めたところになってくると思います。たとえ一人で居たとしても、その周りの周知、そういう理解があつての一人での居やすさってあつたりするかもしれんし、全く周りの方が関心がなくて一人ぼつんと置かれてるあれかもしれん。そんなところ。そうですね。

(鈴木会長)

一つ具体的な、例えば、そのための職場づくりモデルみたいなものだったりだとか、そのための定着支援モデルみたいな、その具体の支援のところの中身の話ってということとセットで考えていく必要があると思いますので、そこはまた自立支援協議会の中に、いずれ自立支援協議会の中に部会をちゃんと位置付けていくってということが一つ課題になってくると思いますし、就労支援の分にはその種がようやくできてきているってところもありますので、その中で具体の事例を挙げながら検討していくってことが実績かなっていうふうにお話を伺っておりました。非常に貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。

それと、すみません、私ちょっと気になっているんですけども、すみません。会長の立場で申し訳ないです。目標値、これ今、矢野川委員さんのご意見に関連付けてなんですけれども、目標値が各年度における就労定着支援による支援開始から1年後、職場定着率70%の設定ということで、これは初年度なので70%で、実績に近いところで目標化ということだと思うんですけど、国の目標80%ですよ。なので、これは10%低いってところがあると思いますね。これは飽くまでこの数字を変えろとかっていうことではなくて、やはり70%より10%下げるのであれば、ここをしっかりと達成していくってことが求められるのかなと思いますので、その辺りは少しご留意いただきたいと、このように思いますのでよろしくお願ひします。

そのほかいかがでしょうか。松本委員さん。

(松本委員)

松本です。

ここに、高知県内の5カ所のセンターの定着率。一応80台がえいとかいって、ほんで、全国から比べれば非常に高いほうだけれども、それに対して高知市さんは70%と。一見低いように思うけれども、私どもにとってはこの80%超えるということは大変なことなんですよ。労働局は、もっといくんですよもっといくんですよ。それに対してこういった結果が出てるんですけども、これは正直言えば70%もあれば私らももっとこう幅広くできるん

ですけども、この80を超えると、この数字が目標になってくるんですよね。充実な支援というか、じっくり職場へついて張り付いての支援というよりも、この数字に追われてるといような。結果的な86とか4とかのこれも大変な状態。本当は70辺りから見える。この数字は非常に正解だと思います。

以上です。

(鈴木会長)

そのとおりだと思います。私は70%で基本的に異論はないんですけども、ただ、国の障害福祉計画では80%以上原則とするなんですよ。なので、その原則から10%下げてるっていうこともまた事実ということであれば、正にその10%何で下げたのかっていうときに、松本委員さんがおっしゃったように、そこはちょっと丁寧な支援をしっかりと、しっかりとその人たちが定着していくっていうところで、そのことをしっかりとチェックしていく。だから70%なんだっていう理由付けだと思うんですけど。だからそこをしっかりと実行していくっていうことが、国の原則ではなくて、それはやはり実態に沿ったところで我々がしっかりとやっていくっていうことを、ちゃんとそれはモニターの中で証明付けていくという形、そのところを丁寧にやっていくんだということが、この計画の中に盛り込まれてということがモニタリングの中でも言えるということが重要だと思いますので、私も70%というのは数値としては適正だと思うんですけど。ただ、国の基準から低いということもまた事実だということは、ちゃんとその理由付けをしておかなきゃいけないということと、そこだとするならばしっかりとこの計画に基づいた取組ということをして市としてやっていくということが必要なんだろうという私の意見でした。

ということで、松本委員さんのご指摘はそのとおりだと思いますのでありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。高橋委員さんお願いします。

(高橋委員)

高橋です。

ちょっと教えてほしいんですけど、21ページの福祉施設からの一般就労者数なんですけども、これは障害者雇用とかアルバイトとかでもカウントされるのかなと、ちょっと教えてほしいなと思いました。何時間以上だったらオーケー。どういうあれなのかなと。

(鈴木会長)

一般就労の定着ですね。

(矢野川委員)

ハローワークさんみたいな感じにはいきませんが、それは30時間が基本だと思うんで

すよ。いろいろな保険ですよ。管理するためには30時間以上のところがやっぱり一つ。我々も就労を目指す上ではそこ30時間以上のところを目指してます。ただ、実際なかなかちょっと難しいかなという場合、学校の卒業生をずっと振り返ったときには、20時間以上で30時間未満の契約をされる方もおります。そうすると、雇用保険のつき方もまた違ってきますよね。僕も詳しくはすみません、一つ一つ挙げることは今ちょっとようしないですけど。まずは30時間以上のラインなんで、次は20時間以上です。だと思います。

(高橋委員)

ありがとうございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。国がやはり定義を出してますね。

じゃあ、すみません。大中さん、お願いします。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

申し訳ございません。国の基本指針の中で一定示され、定義付けがなされているところかとは思いますが、持ち合わせがなくて明確な答えができない状況です。

(鈴木会長)

すみません。私もちょっと探しきれなかったんですけども、すみません。定義はあるので、その定義に基づいてということだと思います。

(高橋委員)

あと、すみません。54ページなんですけど、就労定着支援と各年度の見込量なんですけど、就労定着支援の31年度と32年度は95と145なんですかね、これ。50、50なのかなと一瞬思ったんですけど、読んで。数字が50、50。

(事務局 障がい福祉課 黒岩)

障がい福祉課の黒岩です。

この就労定着支援というのが、今では3年間のサービスというふうに関国のほうで検討されてますので、初年度から累積していくというイメージでお作りしています。

(高橋委員)

ありがとうございます。

(鈴木会長)

ということでした。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。久武委員さんお願いします。ごめんなさいね。小嶋委員さん、次にしてくださいね。

(久武委員)

支援センターの久武です。

私もちょっと就労定着支援について教えていただきたいんですけども、数値目標が70%ということで、今お話の中にもありましたが、実際に高知市の中で新たに福祉サービスを取り組もうとされている事業所というのは、今現在分かっている範囲で構わないんですけども、もしよろしかったら。

(鈴木会長)

じゃあ事務局お願いします。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

就労定着支援、新たなサービスになりますけれども、今現時点での進捗状況というところを申し上げますと、事業所の人員とか設備とか運営の基準についてはパブリックコメントというところがまだ出されたところがございます。ただ、それに付随する報酬部分につきましては、まだ検討の最中というところがございます。ちょっと明確な内容が示されていない状況ですので、どれだけの手が挙がるかといったところも全く未定というところがございます。

(久武委員)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

そうしましたら、すみません、小嶋委員さんお願いします。

(小嶋委員)

公募委員の小嶋です。

今日資料4の13ページなんですけれども、私自身、身体障害者手帳を持ちながら難病指定されてまして、ぱっと見たときに特定医療費の数字だけあって少し寂しいなという気もしましたが、この当日資料の中に追加で2ページ目に追記されてることは非常に有り難いなと思いました。

以上です。

(鈴木会長)

ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。
それではよろしく申し上げます。曾根委員さん、お願いします。

(曾根委員)

高知市社会福祉協議会の曾根です。

活動指標のほうのことなんですが、訪問系のサービスのところ。39ページからになるんですが、どの訪問系のサービスにつきましても、事業所数の推移は今まで余り変わってない、ちょっと横ばいの状況なんですけど、実績及び見込量の今後平成30年度からについては増えていくだろうと。どのサービスについてもそのような状況が示されていると思うんですが、実際、今の現状でいうと事業所の雇用の問題はあったと思うんですが、全体的にヘルパーさんが少ない、足りないというような話は聞きますが、その辺のところのお考えとか支援とかいう、スタッフとかっていうのは何かあるんでしょうか。

(鈴木会長)

実際の事業所、あるいはそのこの従事者の確保の問題ですね。ここは非常に、実は、県社協の中の福祉人材研修センターの中でも常に福祉人材、ヘルパーさん、介護職員さんの確保の課題・問題というのはなかなか根本的な解決に至るようなアイデア・施策というのが打ち出せてない状況の中で、少しちょっとここは高知市だけで考えていくというのはかなり難しいかなと。ちょっと全県的な取組の中で考えていく必要があると思いますので、ちょっとこの課題に関しては、ちょっと福祉人材研修センターの運営委員会の中で少し話題に出させていただくということでよろしいでしょうか。

ほかに何かちょっと資料のほうで何か考えられてるのはありますか。ちょっとやはり県のほうのところで、ちょっとそれはもう障害・高齢を超えたところとてにかく裾野拡大も含めた人材確保をしていかないとどうしようもない状況ですので、ちょっとこれが市の計画推進協の中で話題になっているということの話題提供は福祉人材研修センター運営委員会の中で私のほうから少し話題提供したいと思いますので、ということの答えでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

副会長お願いします。

(中屋副会長)

いいですか。身体障害者連合会の中屋です。

この計画、以前からずっと続く計画なので、意見がなかったのかもしれませんが、就労

支援のところで就労A型とかB型とか移行支援とかっていうのに、工賃が発生しますよね。よくマスコミで言われているような、そこでは給料という発想をするのでちょっと分かりにくいんですけど、金額の上限がある目標額があってもいいのかなってこれをちょっと見てどこにも金額が載ってないので、どうかなっていうふうにちょっと疑問に思いました。少なくとも就労支援A型だと雇用関係にあるわけですから、どこかで工賃の目標額みたいなのがあってもよろしくないかなと思ったんですが。

(鈴木会長)

金額のところでいうと、恐らく障害福祉計画は飽くまでサービス料を設定するという計画になりますので、どこに入れ込むかという多分、障害者計画。

どうぞ。

(事務局 障がい福祉課 黒岩)

障がい福祉課の黒岩です。

中屋委員がおっしゃった工賃額の目標については、都道府県事務とされておりまして、高知県がこの障害福祉計画と同じ3年スパンで工賃向上計画というのを策定しておりまして、そこに目標額等が設定されております。なので、我々市町村としましては、県の向上計画に準じて就労継続支援事業所等の支援を行うというような役割分担と理解をしております。なので、記載がないのはちょっとまだ県が工賃向上計画を作っていないので、ちょっと書くのが難しいということもございます。

(鈴木会長)

明確なご回答ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

横田委員さんお願いします。

(横田委員)

すみません。読み込みしている中で、ちょっと違和感を持ったのが20ページながです。施設入所者数で目標値が413で下段に書いてますところで、多くの待機者がいる中で削減はしばらくから現状維持の413で32年度から見直されてるよと。確かに前ページからの地域生活に移行との絡みでは、現行の413もオーバーはしばらくよと一方で思いながら、前ページでは37名が地域社会に帰りますよ。となったら、空きが37しかなくなる。多くの待機者がどれくらいおいでるかの情報を持ってないので、苦労した文言で「なお」という下2段で結構逃げちゃうのかなという気もしてます。見捨てませんよという意味で。ほんでお待ちをされよう方々にとったらもう入れないのかという期待を、この2行である意味サポートしてくれるのかなというふうな気もしていますが。若干教えてもらいたいの413というのが必然的にマックスな数字なものなのか。それか今現在で待機している方

がどれぐらいおいでなのか。これは数字的なもので、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

それともう一点だけ構いませんか。前回してなかったかというのは、はっきり分かっていないですが、当日資料のこの表紙で、障害者計画等が平成30年から32年度、元号で書かれています。この元号も将来長もちしませんので、基本計画で本市が作っているみたいに西暦で書いて括弧今のところ元号でというのが。中身は元号でもえいと思うがです。そうやったほうが将来的には長もちするんじゃないかという、これは意見としてお願いしておきます。

以上です。

(鈴木会長)

2点ございました。一つは待機者数を含めてこの目標数値として掲げられている施設入所者数についてのご質問ということと、平成という元号を表紙に用いるということの2点についてご指摘、ご質問頂いたわけですけれども、いかがでしょうか。多分平成30年から32年というのは国の障害福祉計画もこうなってますよね。だから、国とも合わせてということだと思えますけれども、基本的に国の施策では西暦使わないので、この書き方なるかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

まず、元号につきましては会長のほうがおっしゃられたように、そこはなお確認はしてみますけれども、平成32年度というような統一的な表記がなされておれば、それに沿うような形になるかなというところがございます。

施設入所の待機者につきましては、ちょっと正確なところまでにはまいりませんが、大体30名程度の待機者がいるというところがございます。あと、これがマックスなのかどうかというところがございますが、実は28年度の入所者が413人となっておりますけれども、実はこの中で高知市内の施設に入所されている方っていうのが二十数名。それ以外の方は全て市外、県外の施設に入所されているという状況でございます。その中で、いろんな自治体からの入所者が入れ替わり立ち替わりということで、こういった数字で推移をしているという状況でございます。ですので、どこの県内の施設も調整をしてもちょっと一杯というような状況でございますので、県内の入所施設は今現在ちょっと満床に近い施設がほとんどであるかなというふうに考えております。

(鈴木会長)

というご説明ですが、いかがでしょうか。なかなか障害者支援施設。

そもそもやっぱり障害者支援施設については、国の施策としてもその数を増やすことに

なっていないという中で、現状の定員と実態と待機者、この中で考えていくしかないという中でこの数値目標ということでご理解いただければとこのように思います。

そのほかいかがでしょうか。山本委員さん、お願いします。

(山本委員)

昭和会の山本です。

まずは、次年度第5期計画に際して、医療体制を一步踏み込んでいただけると。県のほうの施策推進協にも検討しているというお言葉を頂きまして、大変有り難いと思いました。ありがとうございました。それから、入所施設。まだ読んでたんですけども、28年度に国のほうが12%から9%に修正したと。もうかなり頭打ちをしておるということで、さらに全国のデータを見る限りでは、未回答というところも合わせてですけども、高知県はさらに入所者が増えておったと。他の県がずっと削減目標に対して順当に削減を何%かしている中で高知県は増えておったというあのデータを見る限り、ある意味高知はすごいなというふうに。この今回プラマイ0%というのを見ても、削減目標に合わせて削減していかないっていうようなところ、姿勢を見た感じがして、施設入所支援の立場でいうとすごい数字だなと思いました。

質問としてですけども、30年度から共生型サービスが始まって、基準該当の3事業に対しては介護のほうを使ったとしても1割の負担の分は、障害のほうから横出しをしているというようなことになってると思います。それで見込量のところではそれには触れられてないんですけども、実態が見えていないからだとは思んですけども、これはちょっと注視が必要やなというふうなところ。それをその共生型サービスについての市のほうの対応というのはどのようなことを考えているかというのが質問の一つです。

それから、児童のほうですけども、障害計画のほうの4-1、4-2のところでは地域体制の充実、それから保育・教育支援が充実するいうところで、地域連携のところでは関係機関の協議の場の設置というのが書かれておりますけれども、保育、教育等の支援のいうところでは書かれていない。それから、この福祉計画のほうでは保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者、関係機関による協議の場を設置しというふうに書かれています。この辺の整合性といいますか、連動の仕方がちょっと少し分かりにくいなと思います。いずれにせよこういう関係者が集まって横断的に語られる場ができるというのは非常に有り難いなというふうに思ってますので、これがもう少し明確になればなというふうに思います。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。今の2点についていかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 黒岩)

障がい福祉課，黒岩です。

1 点目の共生型サービスにつきましては，山本委員がおっしゃったとおり，市が今後どうするかというところは，高齢福祉部門とまた検討は今しているところなんですけれども，趣旨からいいますと，子供さんから高齢者であっても地域の中の資源をうまく使っていこうということで，児童福祉法，総合支援法，介護保険法をそれぞれ改正しているという趣旨から，やっぱり事業所の方でそういう子供から大人までサービスを提供したいと考えている方については積極的に指定をとっていただきたいというところが，市の考え方になるんだろうと今，担当レベルでは思っています。ただ，1 点危惧するところがサービスの質の担保がどうなるかということですね。今まで児童しか見ておられなかった事業所が，80 歳の高齢者をデイサービスに受け入れるみたいなことが可能になるわけですので，そこについては質の担保というところを併せて考えていくというのが課題だと思っております。共生型サービスの概要が何となく国のほうから分かってきていますので，今後，事業所向けの説明会であるとか，先ほど申し上げた課題をどのように解決していくかというところは，各部門と協議をしていくべきというふうに今，認識しておるところです。

また，2 点目の関係機関の表記につきましては，ちょっと整合性について再度点検をさせていただきますので，それをもって回答とさせていただきます。

(鈴木会長)

今の山本委員さん，あるいは事務局からお話を聞いていて，今回はこの今までの協議の積み重ねの結果として計画が出来上がるわけなんですけれども，徐々に次期計画あるいは次期次期計画ぐらいのところでは，いわゆる高齢の計画と地域の計画と障害の計画というふうに関連する計画の少し協議の場みたいなものを，やっぱりこれから設けていってもいいのかなというふうに思ったんですね。会長，副会長ぐらいのところではまずは始めてみればいいと思うんですけども，どんどんこれから共生型サービスっていうことが展開していく発展していく中では，この計画づくりそのものも，多分，障害福祉の領域範疇だけで考えててもあふれるところがどんどん出てくると思うんです。既にあふれているところがたくさん出てきていて。だとすると，これからの計画づくりっていうことを考えたときには，もっと他の関連計画と少し協議や連携を進めながらそれぞれの計画を作っていくという発想がこれから必要なのかなと。今回の計画でどうこうって話ではないですし，次期計画でどうこうっていうことではないんですけども，ただやっぱりそういうこれから行政計画を作っていく中で，そういう発想を持ち合わせていくっていうことは必要なんだろうなというのは，ちょっとお話を伺って思いました。ちょっとこれは一つ今後の課題なのかなというふうに認識したところなんです。ありがとうございました。

そろそろお時間ということなんですけど，なお，この点については是非この場で意見したい，発言したいということがあれば承りたいですが，いかがでしょう。

小嶋委員さん。

(小嶋委員)

公募委員の小嶋です。

ちょっと教えていただきたくて。34 ページの短期入所のところなんですけど、これは事業所数の定員というものは事業所によるものですか。個々によって違うんですか。

(鈴木会長)

短期入所は 34 ページですね。障害福祉計画の。

(小嶋委員)

はい。

(鈴木会長)

もう一度だけちょっとご発言いただいても。ごめんなさい。

(小嶋委員)

定員数がそれぞれのサービスには書いてるんで、ここ短期入所だけないのは、自分も無知で申し訳ないですけど、事業所によって利用が違うんですかね。

(鈴木会長)

なるほどなるほど、分かりました。すみません。事業所数の推移のところに定員数の記載がないということですね。このところは短期入所だからというところだと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 大中)

障がい福祉課の大中です。

短期入所の指定の形といたしましては、空床型と併設型という形がありまして、空床型につきましては、例えば入所施設の空きベッドとかを利用する形になってまいりますので、定員数という設定がございません。ですので、定員数のほう記載が難しい部分もございましたので、短期入所については記載はしてないというところでございます。

(小嶋委員)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

ありがとうございました。皆さん、それぞれにまだいろいろなご意見、あるいはこの計

画に際しての思い、いろいろあると思うんですけども、ちょっと本日は委員の皆様が帰れなくなるのが一番困りますので、本日は申し訳ないんですが、ここで会議を閉めさせていただきますまして、それで今後のスケジュールは恐らくご説明あると思いますけれども、パブリックコメを経て最後にこの協議会ということになるとと思いますので、引き続きご協力のほどどうぞよろしく願いいたします。それでは、どうもありがとうございました。事務局にお返したいと思います。

(司会)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。

なお、事務局から2点報告ございます。まず、休憩中に横田委員さんのほうから今回パブリックコメント用の資料5の中でちょっとミスプリントのご指摘をいただきましたので、そこは2点修正します。文字変換のミスということです。

それから、高橋委員様からご質問ございました就労定着ですね。資料でいいますと、第4回の資料で54ページの表のところでは就労定着支援というのが、どんどん上積みしていつて累積されている数字なんだというふうに事務局のほうから回答しましたけれども、よくよく考えてみますと、100%全員が就労定着している数字で推移していますので、70%という目標をベースに考えると100%の数字を上乗せしていく累積はちょっとおかしいということで、ここはちょっと下方修正をさせていただきますのでご了承願います。

最後に、事務局よりお知らせがございます。今後の予定についてですが、鈴木会長がお話しされましたように、この後1月22日から約3週間ですね。2月13日火曜日までパブリックコメントを実施いたします。そこで市民の方からのご意見等を頂いて、その内容も加味した上で2月28日の第5回、再びこの協議会で最終案についてのご協議をいただきます。そこで、ご承認を頂けるということになりましたら、完成ということで3月6日に市長への報告を行う予定としております。なお、市長への報告につきましては、現在、本町仮庁舎の会場を使う予定にしております、ちょっと手狭でございます。ですから、また委員の皆様には報告会へのご出席について報告・連絡をさせていただきますけれども、出席可能な方が多数の場合はちょっと人数調整をまた会長と検討させていただきますのでよろしく願います。

以上をもちまして、平成29年度第4回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。スムーズな進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。